人権啓発ブック

みんな幸せになりたい

人権マスコットキャラクター

ラブミン

この冊子には、音声コードが各ページに印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

熊本市

平成30年3月

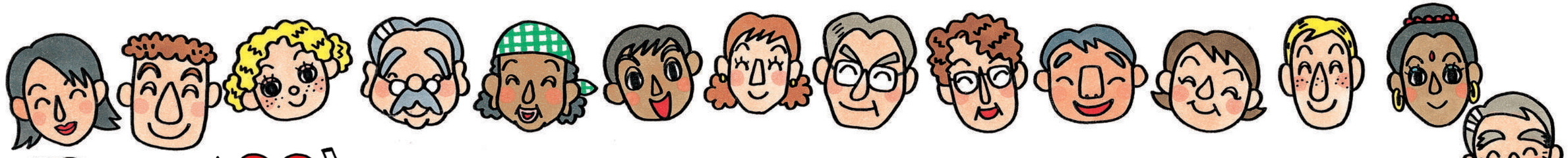

はじめに

みんな幸せになりたいという思い、それは誰もが抱く願いです。
好きな仕事がしたい、愛する人と結婚したい、自分らしく生きていきたい、そして明るく幸せな人生を送りたいという願いは、すべての人の望みです。
しかしながら、私たちの身の回りでは、知識不足や偏見、思い込み、固定観念などによる差別やいじめ等が日々起きており、時には悲しい事件となって報道されています。
これらの差別などは、人の心を深く傷つけ、苦しめ、さらにはその人の人生にも影響を及ぼす人権侵害であるということを強く認識することが大切です。
私たちは今、一人ひとりがそれぞれの個性を尊重し、互いの違いを認め合いながら、個人の尊厳を重んじ、対等で豊かな人間関係を築いていく必要があります。
この冊子では、女性、子ども、高齢者をはじめ、十八の人権課題を取りあげています。
この冊子が、さまざまな立場の人々を理解し、寄り添うことのできる人権感覚を養う一助となり、すべての人々が心豊かに明るく暮らせるようになることを願います。

もくじ

- はじめに……1
- 女性の人権……3
- 子どもの人権……5
- 高齢者の人権……7
- 障がい者の人権……9
- 同和問題……11
- ハンセン病と人権……13
- 水俣病と人権……15
- インターネット（高度情報化社会）と人権……17
- 外国人の人権……19
- アイヌの人々の人権……21
- エイズ患者やＨＩＶ感染者の人権……22
- 刑を終え出所した人の人権……23
- 犯罪被害者及びその家族の人権……24
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権……25
- ホームレスの人たちの人権……26
- 性的少数者の人権……27
- 災害と人権……28
- 自死遺族の人権……29
- CSR（企業の社会的責任）と人権……30
- ご存知ですか？街の相談パートナー……31
- 電話による相談窓口……32
- 応援します！あなたの人権学習……33

表紙：2017 人権啓発受賞作品集より（絵・ポスターの部）

女性の人権

みなさんは、「『男だから』『女だから』という理由だけで、生き方や人生の選択が狭められている」そう感じたことはありませんか。

性別による差別的取り扱いは、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会や自分らしく生きることを妨げる要因ともなっています。

男性も女性も性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校などさまざまな分野において、ひとりの人間としてお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとしてあらゆる活動にかかわり、かつ共に責任を担う社会にしていく必要があります。

しかし、女性の人権を侵害するDV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）などに悩んでいる被害者は増え続けています。

女性の人権を踏みにじる行為であるこれらの暴力を根絶し、「男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指していきましょう。

STOP！デートDV

交際相手からの暴力のことを“デートDV”と呼んでいます。

暴力とは、殴る・けるだけではありません。あなたの傷つくことを言う・大声で怒鳴る・携帯や行動を細かくチェックし監視する（精神的暴力）、借りたお金を返さない（経済的暴力）、性行為を強要する・避妊しない（性的暴力）など、相手の人権を無視した行為です。

束縛すること＝愛情ではありません。お互いの違う考え方、価値観を認め合い、自分の気持ちも相手の気持ちも尊重し合えるような関係を築きませんか。

もしあなたや周りの人が悩んでいたら、一人で悩まず相談してください。

●女性に対する暴力に関する相談窓口

DV、ストーカー

■熊本市DV相談専用電話（月～金 8:30～17:15） （毎月第4土曜日 10:00～16:00）	TEL.344-3322
■男女共同参画センターはあもにい総合相談室 （火～土 10:00～16:00,木 10:00～20:00）	TEL.343-8306
■各区役所福祉課（月～金 8:30～17:15）	中央区 TEL.328-2301 東　区 TEL.367-9127 西　区 TEL.329-5403 南　区 TEL.357-4129 北　区 TEL.272-1118
■熊本県女性相談センター（DV専用） （月～金 8:30～22:00,土日祝 9:00～22:00）	TEL.381-7110
■熊本県警察本部警察安全相談室（24時間対応）	TEL.383-9110 #9110（プッシュ回線）

職場におけるセクハラ・マタハラ相談

■熊本労働局雇用環境・均等室	TEL.352-3865

緊急時は最寄りの警察署または110番へ

内閣府「人権擁護に関する世論調査」

（平成二十四年八月調査から）

女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

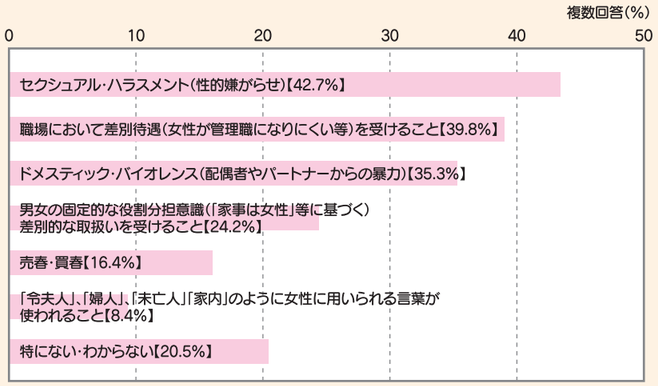

法務省人権擁護局作成　平成29年度版人権の擁護より引用

熊本県と熊本市におけるDV相談件数

熊本市における平成28年度DV相談件数は1,376件で、前年度（1,084件）から約300件増加しています。また、熊本県女性相談センターにおける相談件数は885件で、こちらは前年度（990件）から約100件減少しています。

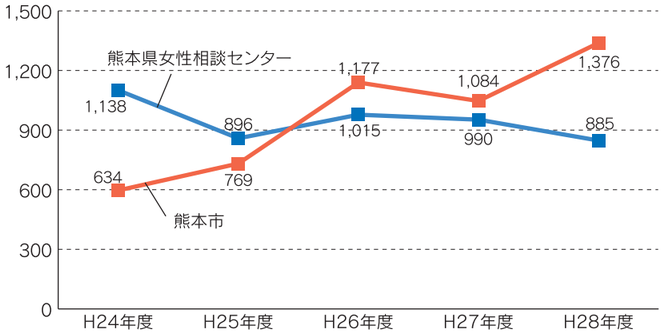

DVについてのセミナーの様子

子どもの人権

赤ちゃんは人を差別することはありません。心の成長過程において周りの人々の影響を強く受け、その中で差別する心が芽生えていく可能性があります。身近な人たちの差別的な考えが、子どもへ伝わっていくことが考えられます。

私たちは子どもの健やかな成長を願っていますが、熱心になるあまり、おとなの価値観を一方的に押しつけることはないでしょうか。子どもが意見を言っても「子どもに何が分かる」、「子どものくせに」と、子どもの意見や価値観といったものを認めようとしないこともあるのではないでしょうか。

おとなの考える「良い子」になってほしいと懸命に育てるあまり、子どもが本来もっている「個性」や「自主性」が失われ、自分に自信がもてない子どもになっているかもしれません。

子ども自身もおとなの期待にあわせて、「良い子」になろうと自分の気持ちを抑えている面もあるかもしれません。

おとなが子どもの意見や価値観を認めようとしなければ、子どもは夢や希望をもてず、また子どものもつ良さを伸ばすことはできないかもしれません。

さらに、「いじめ」などを原因に子どもが自らの尊い命を絶ったり、虐待によってその命を奪われたりという大変残念な事件も起きています。

私たちは、子どもの権利について十分に理解し、子どもの意見にも常に耳を傾けるとともに、子ども一人ひとりが自分に自信をもつことができるよう、家庭や学校・地域社会との連携を図りながら子育てに取り組む必要があります。

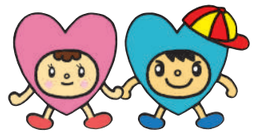

子どもの人権

朝の通勤途中のでき事です。毎朝、同じ場所で、微笑ましく遠くを見つめている母親を見かけました。「毎朝、何を見つめているのだろう？」と思いながらも、いつも通り過ぎるだけでした。

ある日、ふと、その母親の視線が気になり、その先を見つめてみました。そこには、上級生と手を握り、楽しそうに登校している黄色い帽子の１年生の姿がありました。

毎朝、母親は家から子どもを送り出した後も、我が子の後ろ姿に思いを寄せながら、温かく見送っていました。

その姿を見て、我が子の成長を願う私の心とも重なり、胸が熱くなりました。

ところで皆さんは、『児童の権利に関する条約』をご存知でしょうか。この条約では子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を、守ることを定めています。

我が子への親の愛情はもちろんですが、私たちおとなが、子どもたちの健やかな成長を願い、児童の権利に関する条約を理解して、益々子どもを大切にする社会づくりをしていきたいものですね。

知っていますか？「児童の権利に関する条約」

「児童の権利に関する条約」は１９８９年に国連総会で可決され、日本もこの条約を批准しています。条約の根底に流れているのは「子どもの最善の利益」、つまり現在から将来にわたる「子どもの最高の幸せ」を国や社会やおとなが考えていこうということです。

平成28年6月に改正された児童福祉法においても、児童はこの条約の精神にのっとり、適切に養育されること等を保障される権利を有することが位置づけられました。

「いい子だね」「君はダメ」子ども同士を比べないで

第2条　子どもは差別されない

子どもは、人種や肌の色、性別、考え方、障がいの有無、保護者等の地位などによって差別されません。また、保護者等、家族の活動や意見によって、その子どもが差別を受けることがあってはいけません。

私たちにできることは　私たちにも決めさせて

第12条　意見を言う権利

子どもは、自分に関係があることについて自由に意見を述べることができます。その意見は年齢や成長に合わせて尊重されなければいけません。

自分の考えは言いたい書きたい　他人の考えも聞きたい知りたい

第13条　表現の自由

子どもはいろんな方法で自分の考えを自由に表現することができます。また他の考えを知ることもできます。

のぞかないで手紙　のぞかないでカバン

第16条　プライバシーの権利

私生活や家族のこと、電話や手紙など、子どものプライバシーを勝手に侵すことはできません。

愛のムチ、それはホントに　子どものため？

第19条　親から虐待されない

子どもは、保護者等からのあらゆる形態の暴力・傷害・虐待・搾取から守られます。

児童虐待に関する相談・通告窓口

児童虐待の防止等に関する法律では、国民は「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は連絡しなければならない」と定めています。これを「通告」といいます。

通告をした後の調査で虐待の事実はなかったとしても、責任は問われません。また、通告者の秘密は固く守られます。

通告は「支援」の始まりです。虐待に気づいたら、「通告」しましょう。

相談・通告窓口	電話番号
中央区保健子ども課	328-2421
東区保健子ども課	367-9130
西区保健子ども課	329-6838
南区保健子ども課	357-4135
北区保健子ども課	272-1104
熊本市児童相談所	366-8181 189（3桁）（いちはやく）

業務時間／平日：8:30～17:15

夜間・休日は児童相談所で電話対応しています。
また児童相談所全国共通ダイヤルが覚えやすい3桁の番号になりました。
189番（いちはやく）へかけるとお近くの児童相談所につながります。

高齢者の人権

私たちの国では、医療技術の進歩などにより長生きする人が多くなっています。また、新しく生まれる子どもの数も少なくなっていることから、高齢者が人口の四分の一を占める本格的な高齢社会を迎えています。

近年、核家族化が進み、祖父母と同居している家庭も少なくなり、高齢者とふれあう機会が減っています。

高齢化の問題というと、すぐに介護の問題を考えがちですが、熊本市の場合、約八割の高齢者は、介護や手助けを必要としない比較的元気な方々であることがわかっています。

しかし、ある程度の個人差はありますが、人は誰でも高齢期になると素早い動作ができなくなったり、目や耳が不自由になったりすることがあります。

このような高齢者への理解が十分でないため、高齢者の方を邪魔者扱いしたり、差別的な態度をとったりすることも見受けられます。

自分が高齢者になったとき、若い人から同じような態度をとられたらどうでしょうか。

人は年齢を重ね様々な人生経験を積むことにより、他の人がもっていない貴重な知識を蓄えていきますが、現在、社会の中でそれを生かす場所や機会が十分にあるとはいえません。そこでこれまでの経験や知恵を生かして仕事やボランティア活動などを行うことで、社会参加ができる環境を整えていけば、高齢者は「生きがい」を見つけることができ、豊かな人生を送ることができるでしょう。

子どもから高齢者まで、すべての世代が互いを理解し助け合っていくには、高齢者の実像をありのままに受け入れ、異なる世代が一緒に交流を深めていくことが大切です。

大切な人

2017　人権啓発受賞作品

城山小　五年　杉本 樹哉さん

ぼくは　じいちゃんばあちゃんが大好きだ
ぼくは　じいちゃんばあちゃんの
子どものころを知らない
けれども
じいちゃんばあちゃんにも
子どものころもあった

ぼくは　じいちゃんばあちゃんを
そんけいしてる
ぼくは　じいちゃんばあちゃんは
すごいと思う
だってぼくよりずっとずっと長生きしてるから
じいちゃんばあちゃんは
ぼくにいろんな事を教えてくれる

だから　ぼくは　お年よりがだまされたりする
ニュースを見ると　悲しくなる

ぼくは　じいちゃんばあちゃんを守りたい
大切な人を守りたいと言う気持ちは
子どもだって大人だって同じはずだ

ぼくは　大切な人を守れる人になりたい
ぼくは　じいちゃんばあちゃんの
昔の思い出や今を守りたい

じいちゃんばあちゃんは
ぼくにとって大切な人だから

木のお皿

昔、夫婦と老人と四歳になる子、四人が一緒に住んでいました。老人は年をとって食べものをこぼし、よごすようになりました。そこで、夫婦は老人をテーブルでなく、ものかげで食べさせることにしました。老人は涙をため、ため息をつきましたが、何も言いませんでした。

老人は、ますます年をとり、手が震えて不自由になりました。そして、ある日、陶器の食器を落としてこわしてしまいました。

夫婦はこれからも、こわされてはかなわないので、老人には粗末な木のお皿をあてがうことにしました。

しばらくして、四歳の子が木片を刻んでいるのを夫婦が見つけました。

「坊や、何をしているの？」

「木でお皿をつくっているの」

「そのお皿、何にするの？」

「うん、ぼくが大きくなるころには、パパやママも年をとるだろう。そのころ、このお皿ができあがるから、これでごはんを食べさせてあげるの」

夫婦はびっくりして、老人をもとどおりテーブルにつかせ、陶器の食器で食事をさせることにしました。

グリム童話集より

障がい者の人権

私たちが暮らす社会には、身体が不自由だったり、知的な障がいがあったり、精神的にも不安定であったりと、生活していくうえで何らかの障がいのある人々がいます。それは生まれつきであったり、事故や病気によるものなど、原因は人それぞれです。

世の中には、社会の役に立っているか、社会のペース（一定の速さ）に合わせられるかという尺度で人を見る風潮があり、そのために、障がいのある人が社会参加を阻害されたり、偏見の目で見られたりすることがあります。

「障がい」とは、人間が社会生活を営むうえで出会う「困ったこと」であり、人々の互いの配慮により解決できるものも多くあります。

今日ではバリアフリーという言葉もなじみが深くなりました。

これは「障がい」というものが障がい者自身にあるのではなく、私たちが暮らしている社会にこそあり、生活の妨げとなっているもの（バリア）を無くして（フリー）生活しやすい環境をつくっていこうというものです。具体例をあげると、段差の解消や障がいの有無にかかわらず便利に使える製品の普及などがあります。

また、人々の心の中にも、手助けをしたいと思ってもなかなか声をかけられない、自分には関係ない、関心がないという「心のバリア」があり、障がいのある人との交流を妨げています。

最近は、バリアフリー化の普及に伴い、初めからバリアを作らないという取り組みも行われています。これは、障がいのある人にとって住みよいまちは、すべての人にとっても住みよいまちであるという考え（ユニバーサルデザイン）があってのことです。このように障がい者問題がすべての人の問題でもあることを認識し、みんなで暮らしやすいまちをつくりましょう。

障がいをもつ「他者」へ思いをはせる

毅雨企画室　渡辺　毅

人権啓発指導者養成研修会で「障がいをもつ『他者』へ思いをはせる」と題し、ワークショップを実施しました。障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定を受け、障がいをもつ人を含むすべての人びとが平等に生きられる社会について、参加者の皆さんとともに改めて考えたいと思いました。

キーワードは「合理的配慮」。それは、障がい者が障がいゆえに人権や自由を侵害・制限されないための適切な配慮。権利条約は、この配慮がなされない場合は差別に当たるとしています。例えば段差が車いすの通行を阻害しているとき、この段差を放置するのは差別だということです。そこでまず参加者の皆さんに、パラリンピック競技「ボッチャ」を疑似体験してもらうことにしました。障がい種別や程度に関係なく誰もが（健常者も）対等に参加できるよう工夫されたボッチャ。この競技を楽しみながら、そこにこめられた合理的配慮の精神を感じ取り、その上で、障がい者が日常の中で遭遇しそうな「不合理」とはどんなものか、仕事、レジャーなどの場面や障がい種別ごとに思いをはせるグループ討議へと移りました。

皆さん、さまざまな不合理を想像し、この不合理をなくす合理的配慮について活発に議論してくれました。何が正解かよりも、「他者」に真剣に思いをはせることが大切。こうして、《人を想う》豊かな時間を、皆さんとともに過ごすことができました。

障害者差別解消法が平成28年4月にスタート

この法律は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、「障がいを理由とする差別」をなくすための取り組みを行うことで、障がいがある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がいを理由とした差別とは

①不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人には付さないような条件を付したりすることです。

例えば・・・

レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。

スポーツクラブや習い事などで障がいがあることを理由に入会を断られた。

アパートやマンションを借りようとしたら、障がいがあることを伝えるとそのことを理由に貸してくれなかった。

②合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、「※社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしないことです。

※社会的障壁とは…障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。（バリア）

例えば・・・

災害時の避難所で、聴覚障がいがあることを管理者に伝えたが、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

目的地に行くのにどの電車に乗ればいいのかわからず駅員にたずねたが、わかるように説明してくれなかった。

役所での会議に招かれ、わかりやすく内容を説明してくれる人が必要だと申し出たが、用意してもらえなかった。

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者などがこうした差別をしてはいけないと定めていますが、一人ひとりのすることや考えを罰するものではありません。しかし、全ての人が障がいや障がいのある人への理解を深め、差別をなくそうと努力し続けることが、本当に誰もが暮らしやすい社会をつくりあげていくことになるのです。

同和問題

私たちは、本来、一人ひとりが幸せを求めている「個人」として尊重されるべきであり、その人の住所や出身地などの違いによって差別を受ける理由は何らありません。

しかし、「同和地区」あるいは「被差別部落」という呼称で、住んでいる地域や出身を理由に差別をし、就職や結婚などといった、人生における重要な権利を侵害するという「同和問題」＝「部落差別問題」が存在します。

「同和地区」「被差別部落」はかつて日本社会の歴史的過程の中で作られた身分差別により職業や住む場所など生活のあらゆる面で厳しい制限をうけ、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれた地区であり、そもそも特別な人々や地区が存在していたわけではないのです。

日本国憲法の制定により、平等の原則は保障されましたが、今なお、差別や偏見が完全に解消されたとは言えないのです。

差別には、心理的差別と実態的差別があり、心理的差別は、「同和地区住民」「被差別部落住民」と称された人々との交流や結婚を阻んだり、落書きなどの文字や言葉で相手を傷つけたりするもので、心の奥底に存在しているものです。

また、実態的差別とは、生活環境面が悪かったり、差別により職に就けず生活そのものが不安定だったりすることです。

実態的差別は、旧特別措置法及び「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（平成十四年三月失効）での公営住宅の建設をはじめとする各種の事業により、徐々に解消されて来ました。

しかし、心理的差別は、「差別をしてはいけない」という意識は広まっているものの、知識としての理解にとどまり、具体的な行動において十分現われていないことが大きな課題です。

私たち一人ひとりが、この「同和問題」、「部落差別問題」について深く学習し、正しい認識を持って「差別をなくす」取り組みを進めることによって、明るい人権尊重社会にしていきましょう。

平成二十八年十二月十六日に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

詳しくは法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
をご参照ください。

えせ同和行為とは

（平成26年4月　法務省人権擁護局
熊本地方法務局　えせ同和行為対応の手引より）

「同和問題は怖い問題である」という誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為が「えせ同和行為」であり、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

その場しのぎの安易な妥協や恐怖心などから不当な要求に応じる例も見受けられ、これらは、えせ同和行為の横行を許す背景ともなっています。

同和問題は国民の基本的人権に関する重要な課題の一つであり、人権擁護機関を始め多くの人々が、その解決のため、長い間様々な啓発活動を行ってきました。ところが、えせ同和行為は、不当な要求を受ける人々の人権を侵害しているのみでなく、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植え付け、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、同和問題解決への道に逆行する行為といえるものです。

●同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

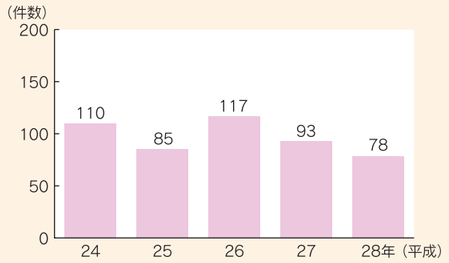

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」

（平成24年8月調査）から

同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

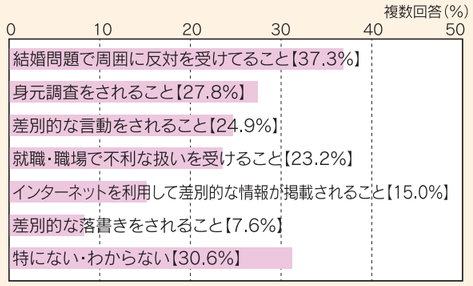

法務省人権擁護局作成 平成29年度版人権の擁護より引用

血すじ・家がらってなんだろう

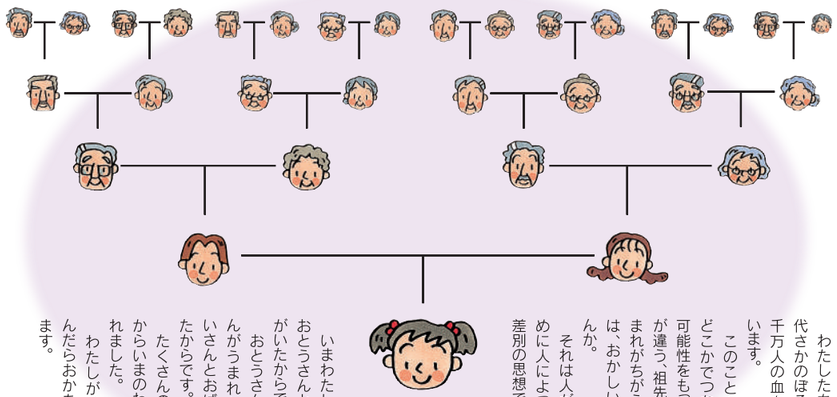

わたしたちの祖先を27代さかのぼると約1億3千万人の血をうけついでいます。

このことから、みんなどこかでつながっている可能性をもっています。血が違う、祖先がちがう、生まれがちがうという考えは、おかしいと思いませんか。

それは人が支配するために人によって創られた差別の思想です。

いまわたしがいるのは、おとうさんとおかあさんがいたからです。

おとうさんとおかあさんがうまれたのは、おじいさんとおばあさんがいたからです。

たくさんのひとがいたからいまのわたしがうまれました。

わたしが、こどもをうんだらおかあさんになります。

ハンセン病と人権

ハンセン病は一八七三(明治六)年に、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、早期に治療を行うことで、知覚障害、運動障害などは起こりません。

また、感染力が非常に弱く、ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人はいないことからもわかるように、抵抗力があまりない状態でたくさんの菌に繰り返し触れる機会でもなければ日常生活では感染しません。

仮にハンセン病に感染しても、治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく外来治療で治すことができるようになっています。

しかし、患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりすることにより、「国が法律までつくって隔離するのだから、ハンセン病は怖い病気」という誤った認識が社会に広まりました。

患者は施設に長年隔離され続け、実名すら名乗れないなど、人としての権利が著しく損なわれてきました。

その後、二〇〇一(平成十三)年に熊本地裁で原告勝訴判決があり、二〇〇九(平成二十一)年にはハンセン病問題基本法が施行され、国と地方自治体の責任が定められるなど、ハンセン病問題は大きく進展しましたが、差別意識の解消など残された課題があります。

元患者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えておられます。私たちは、他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のことと受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

熊本における ハンセン病患者 救済のはじまり

イギリスから宣教のため熊本に来たハンナ・リデルは、ハンセン病患者の悲惨な姿をみて衝撃を受け、少しでも患者たちを救いたいという思いから1895(明治28)年、熊本市黒髪に回春病院を開設しました。

リデルは日露戦争後に財政難になると上京し有力者に協力を求めて回り、当時の財界人を動かし、ハンセン病問題に国が取り組む要因となりました。1932(昭和7)年にリデルが亡くなった後は、姪のエダ・ハンナ・ライトがその遺志を引き継ぎました。

病院の中のハンセン病病原菌研究所だった建物が、現在『リデル、ライト両女史記念館』となっています。

菊池恵楓園 入所者の証言

[検証ハンセン病史(熊本日日新聞社)]から抜粋

◆解剖承諾書

入所手続きでのこと。「解剖承諾書を書いてほしい」。職員が生年月日などを聞いた後、当然のように告げた。

「その時は子供だったから、とっさに『いやじゃ』と断った。死んでも、はらわたを取り出されるのは痛いだろうとゾーッとしたから」

「死んだら痛みなんか分かるか」。職員に説得され、しぶしぶ同意した。署名は職員が代行し、林田さんは母印を押すだけで終わった。

「園で使う偽名は何にするか」。続けて問われたが、「いりません」と即答した。「解剖のこともあって、どうせすぐ死ぬんじゃろうと思い、本名で通すことにした」

◆監禁室

当時、監禁室は六畳ほどの個室がいくつかあり、原田さん同様、帰省期限を守らなかった男性二人が各部屋に一人ずつ収容されていた。

それぞれの部屋にはカギが掛けられ、外出は厳禁。閉ざされた療養所の中でも、さらに閉ざされた場所だった。

「昼はじっと布団の上に座り、夜は横になる生活。朝から聞こえてくる小鳥のさえずりだけが慰めでした」

食事は毎回、小さなおにぎり二個とたくあんだけ。心配した療友が職員の目を盗み、部屋の格子戸のすき間から、ネタのない握りずしを差し入れてくれた。

◆断種・堕胎

妊娠が分かった日、菊池恵楓園の本田陽子さん(五八)＝仮名＝は、一人で堕胎手術を受ける決断をした。昭和四十年のこと。

「園内で子供を持つなんて、当時は考えもしなかった」。入所後に子供を産んだという話を聞いたことがなく、それが園内の〝掟(おきて)〟と疑わなかった。

医師は卵管結紮(けっさつ)の優生手術も勧めた。卵管を縛る手術で、二度と妊娠しないようにするためだ。

「中絶を繰り返したら体を壊すぞ」「だれが生まれた子を育てるんだ」。医師は威圧的に説得の言葉を繰り返した。陽子さんは迷った末に、手術を受け入れた。

堕胎と卵管結紮の手術は、一時間ほどで終わった。陽子さんは涙が止まらず、手術中もおえつで体が震えたという。

「もう女じゃなくなった…」。打ちひしがれる陽子さんに、夫の弘さん(六三)＝仮名＝は掛ける言葉がなかった。男として「ふがいない」と思った。

水俣病と人権

「水俣病」とは、水俣にあるチッソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流され、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生し、一九五六年五月一日公式確認された公害病です。

水俣病の主な症状としては、両手両足の感覚が鈍くなる、耳が聞こえにくくなる、言葉がはっきりしなくなるなどがありますが、発生当初の症状が重い人では、けいれんを起こしたり、意識不明になって亡くなることもありました。

また食べた本人だけでなく、妊娠している母親の体内に入ったメチル水銀が、へその緒を通じて胎児へ取り込まれ、生まれながらに水俣病の症状をもった赤ちゃん（胎児性水俣病患者）もいました。

まだ水俣病の原因がわからなかった頃、患者が出た家庭には人々が近づかなかったり、患者やその家族または、水俣出身者が就職や結婚を断られるなどの偏見や差別があったのも事実です。

水俣病は、メチル水銀による中毒症であり、空気や食物を通じて人から人へうつることはありません。また、遺伝により発生することもありません。現在、水俣湾の魚介類は県の調査によって安全が確認されています。

しかし、いわれのない偏見や差別により、患者や家族、さらには、水俣の人々は、長い間苦しみが続いています。

私たちも、水俣病に対する正しい知識を持ち、被害を受けた方々の視点に立って考えることで、水俣病に対する偏見や差別をなくしていくための努力をしていかなければなりません。

行ってみませんか？

水俣市立水俣病資料館

水俣病資料館は、水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を後世に保管します。世界のどの地域でもこのような悲惨な公害が発生してほしくないからです。

あってはならない水俣病、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験を展示しています。語り部は起きた事実を訴え、未来への想いを語ります。

平成5年1月にオープン以来、国内のみならず、今では全世界から年間4万人の方々が訪れ、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されています。

［所在地］
〒867-0055 熊本県水俣市明神町53番地
TEL／0966-62-2621
FAX／0966-62-2271

詳しくは…
水俣病資料館　検　索

水俣病に関する年表

熊本県環境生活部水俣病保健課

- 昭和31年（1956）● チッソ附属病院より水俣保健所に奇病発生の報告（5月1日　水俣病公式確認日）
- 昭和34年（1959）● 熊本大学研究班、「有機水銀が原因ではないか」と発表
- 昭和40年（1965）● 新潟県阿賀野川流域で水俣病が発生
- 昭和43年（1968）● チッソがアセトアルデヒドの製造を中止
- 昭和44年（1969）● 政府、「水俣病の原因はチッソの工場排水に含まれるメチル水銀である」と発表
- ● 患者・家族がチッソを相手に損害賠償請求訴訟を提起
- ● 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
- 昭和48年（1973）● 患者団体とチッソとの間で補償協定締結
- ● 公害健康被害補償法公布
- 昭和49年（1974）● 水俣湾に仕切網を設置
- 昭和52年（1977）● 水俣湾を埋め立てる工事開始（平成2年に終了）
- ● 熊本県・鹿児島県が水俣病総合対策医療事業開始
- 平成4年（1992）● 水俣市が、水俣病犠牲者慰霊式を開催（その後も毎年実施）
- 平成5年（1993）● 水俣市立水俣病資料館・熊本県環境センター開館
- 平成7年（1995）● 患者5団体が、政府の水俣病問題解決策を受け入れ
- 平成9年（1997）● 県が、「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切網を全て撤去
- 平成10年（1998）● 水俣市総合もやい直しセンター開館
- 平成14年（2002）● 熊本県内の小学5年生が水俣市を訪れる「子ども エコ セミナー」開始（平成23年度からは「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施）
- 平成16年（2004）● 最高裁判所において、水俣病の被害拡大を防ぐことができなかったことについて、国と熊本県の責任が確定
- 平成17年（2005）● 環境省が総合対策医療事業の拡充等を内容とする「今後の水俣病対策について」を発表
- 平成21年（2009）● 水俣病被害者の救済に関する特別措置法が成立（7月8日）
- 平成22年（2010）● 政府が、水俣病被害者救済措置の方針を閣議決定（4月16日）
- ● 熊本県等が、水俣病被害者の救済申請を受付開始（5月1日～）
- ● 患者3団体がチッソと紛争終結の協定を締結（3月）
- 平成24年（2012）● 水俣病被害者の救済申請期限（7月31日）までに4万3千人（熊本県）が申請
- 平成25年（2013）● 水俣条約外交会議が熊本市及び水俣市で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択
- ● 熊本県知事が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行う
- 平成26年（2014）● 水俣病被害者救済特別措置法によって19、000人超が一時金と療養費、18、000人超が療養費対象に該当（熊本県）
- 平成28年（2016）● 水俣市立水俣病資料館が、展示内容を全面的に見直しリニューアルオープン
- ● 「水銀に関する水俣条約」が発効
- 平成29年（2017）● 水俣市立水俣病資料館の来館者が100万人を突破

インターネットと人権（高度情報化社会）

社会の高度情報化に従って、パソコンやスマートフォン等の普及が急速に進み、いまでは誰もが、いつでも、どこでも様々な情報を入手できるだけでなく、容易に情報を発信することが可能となりました。

このようにインターネットを介してコミュニケーションの輪が広がり利便性が高まった一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や、ブログで公開する」、「行政や企業が管理する個人情報が、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまった情報は、インターネット上で次々にコピーされ、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかわる新たな社会問題となっています。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。

これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけでなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」ことをしっかり認識し、これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルを持つことを心がけていかねばなりません。

そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。

熊本市の取り組み

（「熊本市人権教育・啓発基本計画」より抜粋）

行政においては、戸籍や住民票、税や福祉などの個人情報の大半がコンピュータによって管理されています。そのため、コンピュータウィルスやネットワークへの不正侵入など外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩などにより、重要な情報が危険にさらされるといった問題への対応強化も必要となっているため、市では、環境に即した情報セキュリティポリシー※の見直しや、情報セキュリティに関する職員研修の強化といった運用側面での対応と、セキュリティ対策ソフトの導入といった技術側面での対策の両側面から対策を実施しています。

教育委員会では、学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗中傷などが書き込まれるなどのネットいじめや個人情報の書き込みによる犯罪被害などを早期発見、早期対応するため、専門の業者に検索・調査・削除等の業務を委託し、学校に情報提供して、生徒への指導を行い、被害の拡大防止に向けた取り組みを行っています。

また、教職員向けの研修を実施し、学校現場での情報モラル教育の推進に努めるとともに、ネットトラブルの対策についての保護者向けの研修も行っています。

市民に対しても、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発に取り組みます。

※情報セキュリティポリシー
情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したものを「情報セキュリティポリシー」といいます。

あなたのブログやホームページから啓発の輪を広げよう!

（法務省ホームページから）

法務省では、インターネットを悪用した人権侵害をなくす活動のひとつとして、個人のホームページ等に同省のホームページのリンクを自由に設定いただくことを推奨しています。

法務省ホームページに、人権イメージキャラクターの「人KENまもるくん」「人KENあゆみちゃん」が登場する以下のようなリンクバナーが用意されています。

詳しくは法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html
をご参照ください。

外国人の人権

地球には約七十億人もの人々が住み、百九十カ国以上の様々な地域で、様々な人種が暮らしています。民族や宗教、言葉、生活習慣などは地域によって様々であり、さらに同じ国に住む人でも異なる文化的背景を持ち、話す言葉も違う場合があるなど、世界中に住む人々には多くの「違い」があります。

私たちが住む町でも、最近外国の人をよく見かけるようになりました。私たちは全ての人々に同じように接しているでしょうか。肌の色や体の特徴の違いから、じろじろと眺めたり、見て見ぬふりをしたり、さらには、無視したりしてはいないでしょうか。このような態度で接すると、外国の人は、自分がからかわれているのではないかと感じたり、差別されているのではと誤解してしまうかもしれません。言葉が通じないことから、辛い思いをしている人も中にはいるかもしれません。そのほか、アパートなどへの入居を拒否されたり、就職を断られるといった問題なども全国各地で起きています。

私たちも、海外へ一歩踏み出せば、外国人です。もし、外国へ出かけた時に、このような扱いを受けたら、きっと不愉快な思いをし、その国に対して良い印象は持てないでしょう。また、外国の人を悪気もなく「外人（ガイジン）、外人（ガイジン）」という言葉を使用したことはありませんか。この言葉に、疎外感や不快感を感じる外国の人もいますので、気をつけたいものです。

外国人であること、文化的な背景が違うこと、異なる特徴を持つことなどで差別することをせず、積極的に外国の人と交流を図ったりしてお互いを理解しあう努力をしながら、全ての人が安心して快適に暮らす「共生」した社会を作っていきましょう。

ヘイトスピーチ、許さない。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

近時、このヘイトスピーチが、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、更に社会的な関心が高まっている上、平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人権差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。

また、このような情勢の中、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、平成28年6月3日（金）に施行されました。

外国人の防災訓練

日本で起こりうる災害について、不慣れな外国人の方々に防災についての基礎情報を提供し防災に対する意識の啓発に努めています。

外国人への日本文化紹介

「日本文化体験デー」などで、在住外国人が市民と交流しながら気軽に日本文化を体験できる機会を提供しています。

国際交流員の活動

国際交流員が学校や公民館などを訪問したり、国際交流会館でサロンを開いたりして、外国の文化や生活習慣などを市民に紹介し、理解を深めてもらう活動を行っています。

熊本市の外国人住民数　国別の割合と推移

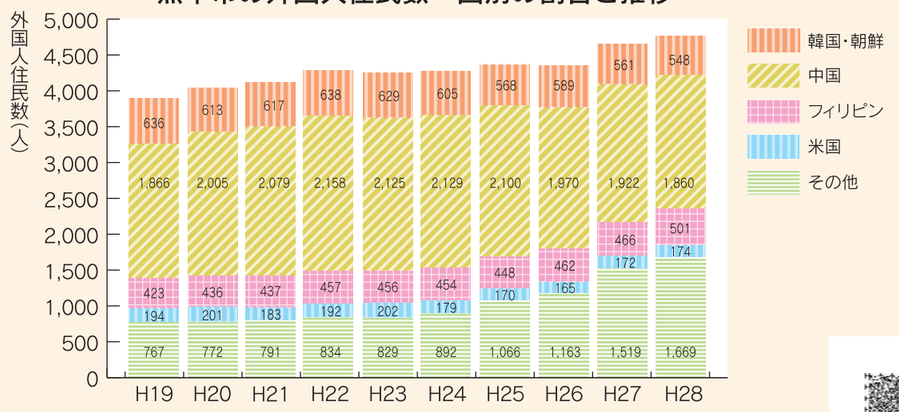

※外国人住民とは、滞在期間が3カ月以上の住民を示す。

アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

政府は、平成十九（二〇〇七）年九月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成二十年六月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成二十二年七月に報告書が取りまとめられました。同報告書を受けて、平成二十一年月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。同会議における了承を得て、平成二十六年六月十三日に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

●内閣官房・内閣府「国民のアイヌに対する理解度に関する調査」
（平成28年2月調査）から

アイヌの人々に対する差別や偏見の有無

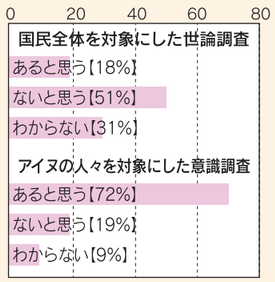

差別や偏見があると思う理由
（差別や偏見があると思うと答えた人に）

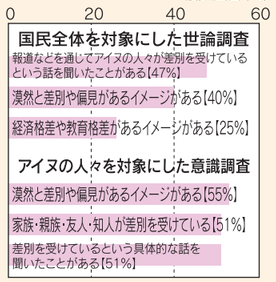

アイヌ民族衣装

法務省人権擁護局作成 平成29年度版人権の擁護より引用

エイズ患者やHIV感染者の人権

エイズ・HIV感染症は、人から人にうつる感染症の一つです。当初は、治療法がなく、この病気の恐ろしさのみが大きく報道されました。このときの誤解から生じた、エイズ患者・HIV感染者に対する差別や偏見を受けることも根強く存在しており、患者や家族がいわれのない差別や偏見を受けることがあります。

そのようなことが起こらないようにするには、エイズ・HIVについて正しい知識を持つとともに、もし、自分が患者だったら…家族が患者だったら…友人が患者だったら…と想像力を働かせて理解することも大切です。

HIVは、人を愛するという大切な行為の一つである性行為で感染します。しかし、その感染力は比較的弱く、職場や学校などの日常生活の中では感染することがないため、感染した人を避ける必要は全くありません。感染した方も、治療を受けることで病気の進行を抑え、これからの人生を生きていくことができます。

ぜひ、感染症についての正しい知識を持ち、理解を深め、感染者や患者の立場になって考えてみてください。そして、みんなで一人ひとりの命や権利が守られるまちを作っていきましょう。

職場や学校では感染しません

HIVは次のような日常生活を通じては決して感染しないことを職場や学校にいる全員が知り、「いじめ」などが生じないようにする必要があります。

教材や用具、楽器などの共用
これらを共用してもうつりません。

性交渉以外のからだの接触
握手をしたりエレベーターなどで接触してもうつりません。

トイレ
トイレを使用してもうつりません。

宴会や会食
食べ物を分けあったり、返杯などで食器を共用してもうつりません。

刑を終え出所した人の人権

刑を終え出所した人は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識があることから、就職や入居などの面で社会に受け入れられないなど、現実は極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

昭和二十四年七月に「犯罪者予防更生法」が施行され、現在の更生保護制度が始まりましたが、犯罪の防止と犯罪をした人たちの立ち直りには、一般市民の理解と協力が不可欠であるという認識から、昭和二十六年七月に法務府（現在の法務省）が「社会を明るくする運動」を国民運動としてスタートさせました。

平成二十二年の第六十回運動において「社会を明るくする運動　～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に名称が改められ、さらに地域に根ざした国民運動として一層の推進が図られています。

私たち一人ひとりが、「犯罪や非行の防止」と「罪を犯した人たちの更生」について理解を深めることが大切です。

法務省では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解と協力の輪を広げるため、それぞれの地域で「社会を明るくする運動」を展開しています。皆さんの更生保護へのご協力をお願いします。

お問い合わせは、法務省熊本保護観察所または法務省保護局まで。

法務省熊本保護観察所

〒862-0971
熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎6階
電話　096-366-8080

法務省保護局

〒100-8977
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
電話　03-3580-4111

犯罪被害者及びその家族の人権

誰もがある日突然、何の前触れもなく犯罪に巻きこまれ被害者となってしまう可能性があります。決して他人ごとで済まされるものではありません。

犯罪被害に遭われた方やその家族（以下、「被害者」という。）の多くは、犯罪そのものによる被害のみならず、捜査や裁判等で時間的制約や精神的ストレスを受けたり、メディアの取材、報道などで平穏な私生活が侵害されたり、事件の記憶に苦しめられて仕事も手につかず、結果として職を辞めざるを得なくなるなど、様々な二次的被害に苦しんでいます。

しかしながら、これらの問題を被害者が独力で解決することは難しく、多くの社会的支援が必要となります。

そこで、私たち一人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に「理解」し、被害者の心に「寄り添い」、被害者の視点で「支えていく」ことです。

被害者が、一日も早く、住み慣れた地域で、平穏な生活を取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。

そして、すべての人が安心して暮らすことができる『犯罪のない明るい地域社会』を作っていきましょう。

犯罪被害者支援

熊本市では、被害者からの相談や支援を行う「公益社団法人くまもと被害者支援センター」の活動を支援しています。

くまもと被害者支援センター

■電話相談［相談専用電話］096-386-1033
■面接相談［相談受付時間］平日10:00～16:00
■法律相談　随時・相談時間30分
■心理相談　随時・相談時間1時間
相談・支援 無料

※法律相談・心理相談は予約が必要です。事前に電話でご相談ください。
●付き添いなどの直接的支援
●被害者グループへの支援
●関係機関・団体との連携による支援活動等

北朝鮮当局によって拉致された人権

被害者等の人権

一九七〇年代から一九八〇年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。平成三年以来、わが国は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきましたが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけました。しかし、平成十四年九月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至りました。

国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますがいまだ解決には至っておらず、わが国は北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保とすみやかな帰国を要求しています。

被害者の人生を、そして大切な家族を奪い去った北朝鮮による拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、もしも自分だったら、自分の家族だったらと考えてみてください。

「拉致」という大きな問題があり、いまだに解決していないことをぜひ知ってください。拉致問題に関心を持ってください。それが、この問題の解決のためにとても大切な一歩となります。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

ホームレスの人たちの人権

ビルの軒下や橋の下、公園などで路上生活をされているホームレスの人たちを見かけられることがあると思います。

ホームレスは、不景気で会社が倒産したり、病気や高齢によって仕事が減ったり、その他の様々な理由により、住居を失い生活が成り立たなくなってしまい、やむなく路上で生活をされている人たちです。

平成十五年に「ホームレスの自立の支援等に関する法律」が施行され、就労の支援が行われる等の自立のための支援策が講じられ、シェルターを利用することで安定した居住の場を確保出来るようになり、ホームレスの人たちの数も減少してきています。

引き続き、私たちは、これからも、ホームレスの問題を社会全体の問題として捉え、自立のために支援していくことが大切です。

平成二十七年度からは、生活困窮者自立支援法が施行され、熊本市ではホームレスの方も含めた生活困窮者の方への相談窓口を設置しました。

ホームレスの方が住居等の相談を希望された場合は、「自立相談支援機関（福祉相談支援センター）」等の相談窓口へご連絡ください。

ホームレスの人たちへの差別や偏見をなくし、生活困窮からの脱却をみんなで支援しましょう。

熊本市のホームレス数の推移

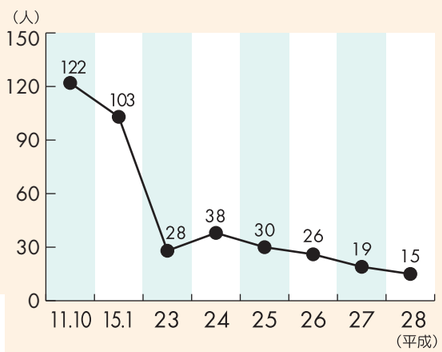

（平成11年より、調査を開始）

全国のホームレス数の推移

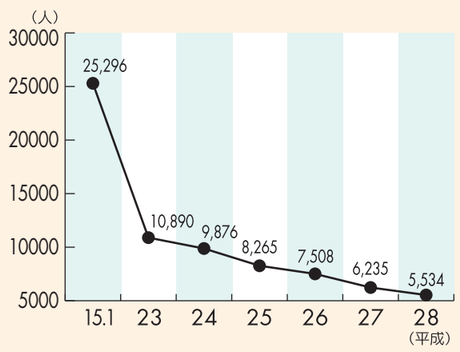

（平成15年より、毎年1月に全国一斉に調査を実施）

性的少数者の人権

長い間、社会では、「性」について、非常に固定的に考えられてきました。「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」などの考えがあります。しかし、世の中にはからだの性とこころの性が一致しない状態である性同一性障害、同性愛・両性愛などの性的指向、先天的に身体上の性別が不明瞭である性分化疾患があり、性には多様性があります。

性の自認や性的指向等における性的少数者は、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的苦痛を受けているとともに、就職をはじめ自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

また、当事者も正しい知識を得る機会が少なく、自らの性のあり方に違和感を持っていても、誰にも相談出来ずに自分が異常であると悩み続けたり、それを友人や家族等の他者に伝えることは大きな困難を伴います。

性的指向や性同一性障害などを理由とする偏見や差別をなくし、すべての人々が尊重され、自分らしく生活できる社会にしていく必要があります。

用語の説明

○性同一性障害
生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない状態を言います。平成十六（二〇〇四）年七月施行の「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害であって、①二十歳以上であること②婚姻していない③未成年の子がいない④性別適合手術を受けているなど一定の要件を満たすものについては、家庭裁判所で性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

○性的指向
人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

○性分化疾患
「染色体、生殖腺、もしくは解剖学的に性の発達が先天的に非定型的である状態」を指す医学用語。「性分化疾患」という単一の疾患ではなく、副腎形成異常や、アンドロゲンレセプターに関わるもの、性ホルモンに関わるものなど、約四十～七十種類以上ある様々な体の性の発達に関わる状態のことを言います。

災害と人権

平成二十三（二〇一一）年に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。東京電力福島第一原子力発電所の事故により、周辺住民に長期にわたり避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされており、復興庁の調査による平成二十九年十一月十三日現在の避難者数は、約七万九千人となっています。

また、平成二十八（二〇一六）年に発生した熊本地震も甚大な被害をもたらし、震災直後には熊本県全体で最大約十八万四千人の人々が避難者となり、熊本県の調査によると震災後一年半が過ぎた平成二十九年十月三十一日現在でも約四万四千人の方々が避難生活を送っています。

更に、近年は、各地で台風や豪雨等により毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きています。河川の氾濫や大規模な土砂災害等が発生し、ここでも多くの方々が避難生活を強いられています。

被災した人々の中には、財産を所有する権利、働く権利、教育を受ける権利、自由に移転居住する権利などを奪われた人もいます。大切な家族を亡くした人もいます。東日本大震災での原子力発電所の事故では、放射性物質の拡散に伴い発電所周辺から避難した人々が、避難先で風評に基づく差別的取り扱いを受ける、あるいは被災地の農業・水産業・酪農業が風評被害を受けるといった、根拠のない思い込みや偏見から人権侵害につながる行為も発生しています。

人権問題は、私たち一人ひとりの意識に根ざした問題です。正しい情報を得て、被災した人々のことを忘れず、被災した人々の気持ちに寄り添うことが大切なのではないでしょうか。

平成28年度市政アンケート調査結果報告書より

熊本地震に関して、あなた自身又はご家族の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

という問に対し、90・2％の方が人権侵害はなかったと答えているが、6・5％の方が人権侵害はあったと答えており、「ある」と答えた方の36・2％が男性で63・0％が女性でした。

「ある」と回答した理由の主なものとしては、

- 誰もが大変なのはわかっているが、90歳を超える人を廊下に寝かせるというのは悲しい気がしたし、高齢者への配慮の足りなさがあった
- 避難した際、小さい子どもがいるのでうるさいと嫌な顔をされた
- ボランティアの方から、おにぎりを投げて渡された
- ある小学校グラウンドで車中泊をしていて、カップラーメンがほしくてたずねたら体育館内の方以外には配れないと、言われたのには驚いた。体育館以外の方の生きる人権はないんだと思った。

自死遺族の人権

身近な人を亡くすことは、とても悲しく、苦しい体験です。特に自殺で亡くなった場合、突然の死であることのショックや自殺を止められなかったという自責など、ご遺族の苦しみははかりしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解等によって、自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、一人で苦しみ、孤立してしまう方も少なくありません。

政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱」では、自死遺族等に対する支援の取り組みの重要性が言及されています。また、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」とのべられています。自殺は個人の問題ではなく、その対策は社会全体で取り組む必要性があります。

自殺対策のための知識やご遺族の心情への理解を深めることで、人がその死のあり方によって差別されることのない社会、あわせて、これ以上苦しむ方が増えないような誰も自殺に追い込まれない社会作りが求められます。

◆平成二十八年に日本で自殺で亡くなった方は、二二、八九七人。一人が自殺で亡くなるとその周囲の少なくとも五人から十人に深刻な影響を与えるといわれており、平成二十八年だけでも十万人以上の方が強い影響を受けていると想定されます。

◆自殺の背景には、ほとんどの場合、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺総合対策大綱では、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と規定し、国を挙げて自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

◆NPO法人全国自死遺族総合支援センターでは、自死遺族や自殺念慮に苦しむ方、それを支える方の心情に配慮し、平成二十五年九月に「自死・自殺」の表現に関するガイドラインを作成されました。

①行為を表現するときは「自殺」を使う。②「自殺した」ではなく「自殺で亡くなった」と表現する。③遺族や遺児に関する表現は「自死」を使う。

CSR(企業の社会的責任)と人権

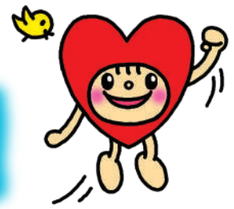

企業も個人と同様に社会の一員であり、社会に対して権利とともに責任があります。

今、企業が社会から信頼されるためのCSR(企業の社会的責任)の大切さが叫ばれています。

企業は、その中で働く社員(従業員)のほか、顧客・消費者、取引先、地域住民、出資者等と深く関わりながら存在しており、公平公正な従業員の採用や処遇、安全で信頼できる商品やサービスの提供、環境への配慮など、さまざまな場面で人権に配慮して活動する必要があります。

人権を守るということは、「人を大切にすること、相手を認めること、思いやりを持って接すること」であり、CSRの根底にあるのが「人権」です。人権の視点をもって業務にあたることは、その企業の経営姿勢を社会に示すことになります。

全ての社員(従業員)一人ひとりが関係者の人権に配慮して行動することが大切なのです。

ISO26000

国際標準化機構(ISO)では、組織の社会的責任(SR)についてのガイダンスとしてISO26000を作成し、二〇一〇年十一月に発行しました。

①**説明責任**
組織の活動により外部に与える影響を説明する。

②**透明性**
組織の意思決定や活動の透明性を保つ。

③**倫理的な行動**
公平性や誠実であることなど、倫理観に基づいて行動する。

④**ステークホルダーの利害の尊重**
さまざまなステークホルダーの利害を尊重して対応する。

⑤**法の支配の尊重**
各国の法令を尊重し、遵守する。

⑥**国際行動規範の尊重**
法律だけでなく、国際的に通用している規範を尊重する。

⑦**人権の尊重**
重要かつ普遍的である人権を尊重する。

ご存知ですか？

街の相談パートナー 人権擁護委員

Q1 人権擁護委員は何をしている人たちですか？

答え

人権擁護委員の役割は、
①人権相談（＊下記参照）
②人権侵害の被害者の救済
③人権啓発活動 の3つです。

①地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。なお、相談は法務局のほか、中央、東、西、北、南区役所でも行われています。震災後、被害者への寄り添い支援活動を行っています。

②「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けて、救済手続きを開始します。法務局の職員と協力して、人権審判事件の調査、処理に当たります。また、調査の途中で、当事者の主張や利害を調整し円満な解決を図ることも行います。

③地域において、住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。小学校で行う「人権の花」運動やプロサッカーチームロアッソ熊本との協働で行う人権啓発活動などがあります。

Q2 人権擁護委員はどのようにして選ばれるのですか？

答え

熊本市長が、住民の中から人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、市議会の意見を聞いて法務局に推薦します。法務局では、区域内の弁護士会と県人権擁護委員連合会の意見を聞いた後、法務大臣から委嘱されることになります。

Q3 人権擁護委員にはどのような人がふさわしいのですか？

答え

一般の市民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解のある人です。

Q4 人権擁護委員に任期はあるのですか？

答え

人権擁護委員の任期は3年で、熊本市には現在41人の委員がおられます。

＊人権擁護委員による人権相談

下記の日時・場所で相談窓口を開いています。相談は、事前予約が必要となります。

場　所	相　談　日	場　所	相　談　日	場　所	相　談　日
中央区役所 総務企画課 TEL.328-2610	第1・第2・第3・第4火曜日 （午後1時～午後4時）	西区役所 総務企画課 TEL.329-1142	第2・第4水曜日 （午後1時～午後4時）	北区役所 総務企画課 TEL.272-1110	第1・第3木曜日 （午前9時～正午）
東区役所 総務企画課 TEL.367-9121	第1・第3木曜日 （午後1時～午後4時）	南区役所 総務企画課 TEL.357-4112	第2・第4水曜日 （午前9時～正午）	お気軽にご利用ください！	

場　所	相　談　日
熊本地方法務局 人権擁護課 TEL.0570-003-110（人権相談ダイヤル） 熊本市中央区大江3丁目1-53（熊本第二合同庁舎4階）	月曜日～金曜日 （午前8時半～午後5時15分）

＊祝日および年末年始の日（12月29日から翌年1月3日までの日）を除く。

電話による相談窓口

□ 人権全般　□ 犯罪被害者
□ 女性　□ 自死遺族
□ 子ども（若者）　□ ホームレス
□ 高齢者　□ 外国人
□ 障がい者　□ その他

相談内容	受付窓口	電話番号	受付時間
人権に関する相談	みんなの人権110番	0570-003-110	8:30～17:15 （土日祝のぞく）
	熊本地方法務局人権擁護課	096-364-2145	8:30～17:15 （土日祝のぞく）
	熊本県人権センター	096-384-5822	①9:00～12:00／②13:00 ～16:00（土日祝のぞく）
女性の人権に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810 096-364-0417	8:30～17:15 （土日祝のぞく）
DV（配偶者や恋人等からの暴力）に関する相談	熊本県女性相談センター （DV専用電話）	096-381-7110	平日　8:30～22:00 土日祝 9:00～22:00
	熊本市DV相談専用電話	096-344-3322	平日　8:30～17:15 第4土曜 10:00～16:00
性暴力被害に関する相談	ゆあさいどくまもと （公益財団法人くまもと被害者支援センター）	096-386-5555	24時間受付
妊娠に関する相談	妊娠に関する悩み相談	096-361-2525	年中無休 24時間受付
いじめや虐待など子どもの人権に関する相談全般	子どもの人権110番	0120-007-110 096-364-0415	8:30～17:15 （土日祝のぞく）
いじめに悩む子どもの相談	24時間子供SOSダイヤル	0120-07-8310	年中無休 24時間受付
子どもに関する相談全般 （虐待、生活の乱れ、養護、障がい、性格行動・育て方、里親など）	熊本市児童相談所	096-366-8181	8:30～17:15 （土日祝のぞく） （虐待通告については24時間対応）
	児童相談所　全国共通ダイヤル ※お近くの児童相談所につながります	189（いちはやく）	
子育て、いじめ、不登校、将来など子どもや若者に関する相談 （子どもや若者からのあらゆる相談、保護者からの子育てに関する相談）	熊本市子ども・若者 総合相談センター	096-361-2525	年中無休 24時間受付
認知症などの様々な悩みに関する相談 ※若年者の認知症もご相談ください。	認知症ほっとコール	096-355-1755	9:00～18:00 （水曜日をのぞく）
障がい者の人権及び権利擁護に関する相談	熊本県障がい者人権権利擁護 相談（障がい者110番）	096-354-4110 （FAX兼用）	13:00～17:00 （土日祝のぞく）
障がい者の虐待に関する相談	熊本市障がい者虐待防止センター	096-326-9111	年中無休 24時間受付
犯罪被害者等の悩み、精神的被害の相談、警察や裁判所・病院への付添い等	くまもと被害者支援センター （公益社団法人くまもと被害者支援センター）	096-386-1033	10:00～16:00 （土日祝のぞく）
自死（自殺）により大切な方を亡くされた方々が安心して悩みや苦しみを話せる場	熊本市こころの健康センター	096-362-8100	9:00～16:00 （土日祝のぞく）
ホームレス及びそれに準ずる人々の相談窓口	福祉相談支援センター 生活自立支援センター	096-328-2301 096-328-2795	8:30～17:15 （土日祝のぞく）
英語、中国語、韓国語、タガログ語、ドイツ語、スペイン語による相談	多言語相談 （熊本市国際交流会館2階多文化共生オフィス）	096-359-4995	9:00～20:00 （第2、第4月曜日をのぞく）
職場での男女差別やセクシュアルハラスメント、妊娠・出産による解雇や退職勧奨、育児・介護休業、パートタイム労働などの相談	熊本労働局雇用環境・均等室	096-352-3865	8:30～17:15 （土日祝のぞく）
夫婦や親子・家族・友人との対人関係・仕事のことなどの相談	はあもにい総合相談室 （熊本市男女共同参画センターはあもにい）	096-343-8306	火～土曜日 10:00～16:00 木曜日　10:00～20:00

※「年中無休」と記載がない場合は年末年始をのぞきます。
※記載された内容（受付日時等）は変更されることがあります。（平成30年1月末現在）

応援します！あなたの人権学習

様々な人権問題について「もっと詳しく知りたい」「みんなで学習したい」とのご要望もあるかと思います。また、私たちも、より多くの皆さんに大切な人権について考えていただきたいと願っています。

そこで、啓発用ビデオ等の貸し出しや講師の紹介を行い、研修会などの学習のお手伝いをしています。

企業・学校などの団体はもとよりサークルや会合などで、ぜひ活用してください。

- 研修会・学習会への講師情報提供
- 啓発用ビデオ等の貸し出し（無料）
- 公民館・ふれあい文化センターの講座（直接お問い合わせください）
- 啓発冊子の提供・配布

約300本の貸し出し用DVD・ビデオを揃えておりますので、一部をご紹介します。

※詳しくは、熊本市人権啓発市民協議会ホームページ（URLはP34をご覧ください。）

対象	整理番号	題　名	内　容	備　考
幼児	189	みんないちばん!	友たちのいいところを認め自分のいいところを見つける。自分も大切、相手も大切という人権感覚を身につけることにつながるお話です。	アニメ DVD 13分
小学生以上	340	みんなの情報モラルⅢ アニメーションで学ぶ! SNSに潜むリスク	個人情報の流出やメッセージの誤送信、情報の拡散などSNSに潜むリスクを学び解説	アニメ DVD 21分
中学生以上	265	みんなで跳んだ	運動会へ向けた大縄跳びの練習で軽い障がいを持つクラスメートと一緒に大切な何かを学ぶ	アニメ DVD 28分
学校・社会教育	206	原爆被害者の人権・ハンセン病をめぐる人権	原爆被爆者及びハンセン病に対する差別や偏見、子どもたちへのメッセージ	語り DVD 36分
	261	虐待防止シリーズ（児童、高齢者、ドメスティックバイオレンス）	児童虐待・高齢者虐待・ドメスティックバイオレンスの事例・問題点、専門家のコメントを紹介	ドラマ DVD 46分
成人一般	270	人権は小さな気づきから身近な人権問題	身近な人権課題の8項目を題材に気づきを促すための教材	ドラマ DVD 34分
	335〜338	気づいて一歩ふみだすための人権シリーズ（①〜④）	①同和問題　②外国人の人権　③ハラスメント　④LGBTについて学ぶ	ドラマ DVD 16分〜24分
企業・行政	244	職場うつ ～あなたに起こった場合、同僚に起こった場合～	職場で起こる「うつ」をなくすための実践知識と対処法をドラマ仕立てで解説	ドラマ DVD 65分
	254〜259	ハラスメント相談シリーズ　（1～6）	相談窓口担当者向け研修コンテンツ（初期対応・ヒアリング・事例紹介・対応等の解説）を6シリーズで紹介	ドラマ DVD 22分〜27分
	331	フェアな会社で働きたい	新入社員の体験をドラマにして、公正な採用選考をはじめとする企業における人権のあり方について学ぶ	ドラマ DVD 25分

人権啓発紙芝居

●大きな人権啓発紙芝居（A1サイズ）　●サイズにご注意ください（よこ84.1㎝×たて59.4㎝）

番　号	イラスト	作品名	内　容
A-1		ともだちができたよ（絵本形式）	みなみの海から引っ越してきた色の違う魚、色や言葉が違ってもお互いを知ることで友達になっていく物語 【テーマ：外国人の人権】
A-2		バイバイいじめっこ（絵本形式）	小さな魚をいじめている体が大きく乱暴な魚が、探検で小さな魚に助けられたことから反省し、みんなで仲良く暮らすことになる物語 【テーマ：子どもの人権】
A-3		とんねるのなかのあくしゅ（絵本形式）	砂場でトンネルづくりをしている中で、障がいのある子に対して思いやりの心を示すことからあたたかい関係をつくる物語 【テーマ：障がいのある人の人権】
A-4		人権って知ってる？	メイコちゃんがお友だちと話しながら、人権について考えます。それって差別なんじゃないの… 【テーマ：女性の人権・外国人の人権】
A-5		だいくさんになりたいな（絵本形式）	パパが買い物しちゃおかしいの？ママがトラックに乗ってたらおかしいの？大工さんになりたいと思っている女の子の物語･･･ 【テーマ：女性の人権】
A-6		たぬじいさんのたいこ（絵本形式）	なにもできないとバカにしていたたぬじいさんが子ども達の音楽会のためにブリキの缶で素敵な「たいこ」を作ってくれた･･･ 【テーマ：高齢者の人権】

●一般募集優秀作品（B4サイズ）　●B4サイズには紙芝居用舞台もご用意できます

番　号	イラスト	作品名	内　容
B-1		人権って知ってる？	メイコちゃんがお友だちと話しながら、人権について考えます。それって差別なんじゃないの… 【テーマ：女性の人権・外国人の人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居　最優秀作品〉
B-2		森の女の子	さくらちゃんは、ほかの子と少し違うだけなのに周りのお友達が離れていき、傷ついたさくらちゃんは… 【テーマ：お互いの違いを認め合う】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居　優秀作品〉
B-3		みんなだいすき	耳が聞こえなくなってしまったともきくん。大好きな絵も描かなくなり、誰とも遊ばなくなってしまって… 【テーマ：障がいのある人の人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居　優秀作品〉
B-4	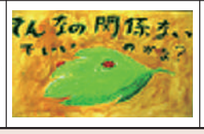	そんなの関係ないでいいのかな？	小学生の武司くんが、友達のある事件をとおして、関係ないと思っていたハンセン病の歴史について、自分で調べて… 【テーマ：感染症と人権】 〈人権協20周年記念人権啓発紙芝居　優秀作品〉

※このほかB4サイズは44作品あります。

お問い合わせ先

熊本市人権推進総室または熊本市人権啓発市民協議会

〒860-8601　熊本市中央区手取本町1番1号
TEL. 096-328-2333　　FAX.096-324-2105
ホームページ　http://lovemin.jp/
電子メール　jinken@city.kumamoto.lg.jp（人権推進総室）
　　または　info@lovemin.jp（熊本市人権啓発市民協議会）